

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 小平市における情報公開と公文書管理について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市では 2009 年小平市自治基本条例が施行され、市民、議会、市長等は情報共有、参加及び協働を基本的な指針として、市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとして、この理念を十分にいかすためには情報公開と公文書の管理についての市民に開かれたルールづくりが必須です。

2011 年施行の公文書管理法では、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を制定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。との規定が置かれています。この規定は努力義務ではありますが、小平市においても、情報のもとになる公文書の範囲、記録、管理、保存期間等が明記される公文書管理条例を制定することは、これまで生活者ネットワークとして提案してきているところです。公文書管理とさなる情報公開の推進を通じてより良いまちづくりを協働で行うために以下質問します。

- ① 公文書の範囲について現在どのようにお考えかお示ください。
- ② 地方自治、市民自治の推進は、公文書管理と情報公開を互いに作用させながら進めていくことが必要と考えます。公文書管理と情報公開の関係について考え方をお示ください。
- ③ (仮称)公文書管理条例制定に向けてどのような検討がなされているか進捗状況は。
- ④ (仮称)公文書管理条例施行後は、文書の発生から保存、廃棄まで庁内での理念にのっとった事務作業が求められます。条例制定までと制定後、文書管理についての有識者による助言や研修などが必要と考えますが、どう行っていくいきますか。
- ⑤ 公文書管理において、何を保存し何を廃棄するかというルールはとても重要です。特に保存期限がおとずれた文書の廃棄の判断をどう行っていくお考えかお示ください。
- ⑥ 歴史的公文書の定義をどうお考えかお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 元 年 11 月 18 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 】

26	25	24	23

